

## 「リース会計に関する論点の整理」に対するコメント

企業会計基準委員会（ASBJ）は、平成 22 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）より公開草案「リース」が公表されたことを受け、その内容について検討を進めてきたが、今後、会計基準のコンバージェンスを検討していくにあたって広く意見を募るため、平成 22 年 12 月 27 日、標記の論点整理を公表した。

経理委員会では、IASB 及び FASB の提案は、現行のオペレーティング・リースのオンバランスを図り、財務諸表の有用性を高める上で意義があるとした上で、実務上困難と考えられる点については開示要件も含めコスト・ベネフィットの観点から慎重な検討を行うこと、また、IASB によるリース基準の確定前に日本としての意見を積極的に発信することを願うとする総論のもと、ASBJ より提示された質問事項について意見を取り纏め、平成 23 年 3 月 8 日、ASBJ 宛提出した。

---

## 「リース会計に関する論点の整理」に対するコメントについて

2011 年 3 月 8 日  
社団法人 日本貿易会  
経 理 委 員 会

拝啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

12 月 27 日に貴委員会より公表されました掲題論点整理につきまして、当会において検討致しました結果、下記の通り意見を提出させていただきますので、今後の審議においてご配慮いただきたく、宜しくお願い申し上げます

敬具

## 記

### 1. 総論

IASB 及び FASB の ED は、借手の会計処理に使用权モデルを適用することで現行のオペレーティング・リースのオンバランスを図り、財務諸表の有用性を高める上で意義があると考えます。

しかしながら、IASB 及び FASB の提案内容には実務上困難と考えられる点があるため、開示要件も含め我が国の会計基準策定にあたっては、コスト・ベネフィットの観点からも引き続き慎重な検討を行って頂きたい。同時に、IASB によるリース基準が確定する前に、我が国として受け入れられる基準となる様、日本としての意見を積極的に発信して頂きたい。

### 2. 各論

#### 【論点 1】 会計モデルと範囲

##### 【論点 1-1】 使用权モデル（借手の会計処理）

##### （質問 1）

原則論としては賛成するが、次の場合には、借手は使用权資産及びリース料支払負債を認識すべきでないと考える。

(1) 短期リース

質問 3 参照。

(2) 随時解約可能なリース

重要なペナルティなしに随時解約可能なリースは、企業の将来の行動如何で支払を回避することができるため、「現在の債務」という IAS 第 37 号における負債の定義を満たさないと考えられ (IAS 第 37 号 Example 11B 参照)、負債計上することは適切でなく、この場合も現行のオペレーティング・リースと同様の会計処理が適切と考えられる。

(3) コストが販管費に算入されるリース

対象資産のコストが原価に算入されるようなケースは、当該資産の活動が主たる事業に不可欠であり、本提案を適用することに異存はないが、当該コストが販管費に算入されるようなケースは、従来のオペレーティング・リースの考え方 (賃貸借処理) を容認すべきと考える。

(4) サブリースの中間者が、原資産に対するリスクと経済価値を実質的には保持していないケース

例えば航空機のサブリースにおいて次のようなケースがある。ヘッドリースとサブリースが一連の取引として契約され、最終的な借手 (航空会社) に対する信用リスクや原資産の瑕疵担保責任などリースに関連する一切のリスク及びベネフィットは全てヘッドリースの貸手 (オーナー) が保持し、中間者はそのようなリスク及びベネフィットを一切保持しない。そして、中間者は実質的にはリースの仲介者としての機能しか持たず、リース料に関しても、リース仲介者の報酬としての僅かな対価をリース料の差額として得る (すなわち、ヘッドリースのリース料よりも僅かな一定額を上乗せした金額をサブリースのリース料として受け取る) に過ぎない。このようなケースでは、中間者は実質的にはリース契約の当事者ではなく、サービス契約の当事者であり、原資産の使用权を獲得したとは考えられないため、使用权資産を認識するのは適切でない。現行のオペレーティング・リースと同様の会計処理が適切と考える。

(5) 海運業界に於ける定期用船契約

海運業界に於ける定期用船契約については、資金調達代替策というよりも、船の所有者である船主がサービスの受益者たる用船者に対して貨物運送の役務提供を行っている「役務提供契約」に該当すると考えられ、従ってオンバランス処理は経済的実態を正しく反映しないと考える。

**[論点 1-2] 履行義務アプローチと認識中止アプローチ (貸手の会計処理)**

**(質問 2)**

次の理由から、IASB 及び FASB の ED で提案されている履行義務アプローチの採用に反対する。貸手の会計処理としては、認識中止アプローチが適切と考える。

(1) IASB 及び FASB の ED の提案では、履行義務アプローチにおいて貸手は未経過部分の履行義務は履行していないというコンセプトを採用しているが、借手が履行されていない貸手の履行義務について負債を認識し、更に使用权を取得したとするのは、コンセプトとして整合しない。

(2) リース開始後はリース料受取債権とリース負債の残高が異なるのが通常であるため、貸手が履行義務アプローチを採用した場合のリース期間中における正味リース資産残高は原資産の残存簿価と異なる。従い、最終的に BS に計上する正味リース資産残高は原資産、リース料受取債権及びリース負債のそれぞれの残高の単なる合計額という意味しか持たず、作成者及び利用者双方にとって有用な情報とは考えられない。

例えば、航空機リースにおいては貸手がリース期間の途中で原資産を顧客に売却する場合はしばしばあり、その場合不合理な事態が生じる。すなわち、売却原価はその時点での原資産の残存簿価と異なるため、リースをしていない全く同条件（取得原価、耐用年数、経過年数等が同じ）の有形固定資産を売却した場合と、売却損益が異なることとなり、経営管理上非常に不都合であるとともに、企業間の比較可能性を損なう。

この懸念に対しては、リース期間の途中でリース資産を売却する場合にはその売却時点をリース期間の終期として見積もるべきであり、そうすれば売却時点ではリース料受取債権とリース負債がちょうどゼロになるため、正味リース資産残高は原資産の残存簿価と同額になり不都合はないはず、という反論が予想される。しかし、売却は市場や顧客の動向を見ながら随時行うものであり、事前に売却時期を完全に予想するのは不可能であるため、正味リース資産残高と原資産の残存資産は必然的に差異が生じるため、その反論は妥当ではないと考える。

（尚、質問4に記載のとおり、リース期間の算定方法についても、EDの提案に反対である。）

- (3) 本来ならば、借手の会計処理と貸手の会計処理は相互に対称の関係となるべきと思われるが、提案されている内容では借手の会計処理は単一であるのに対し、貸手には2つの処理が存在し、対称性が保たれていない。また、本論点整理第29項で述べられているように、複数のアプローチを用いることは、複雑性や取引を仕組む機会を生む可能性があることから、単一アプローチが望ましい。
- (4) 本論点整理第26項(2)において、全てのリースにつき認識中止アプローチを適用した場合、原資産の所有に伴うリスクと経済的便益のほとんどすべてが移転していないリース（現行のオペレーティング・リース取引に相当）についても、リース取引開始日に一時に収益（利益）が計上されることは適切ではないと述べられている。しかし、新しいリース基準が使用权モデルに基づく以上、貸手の履行義務は使用权を借手に提供した時点で履行されたと考えべきであり、リース取引開始日に一時に収益（利益）が計上されることは理論的に問題ないと考える。

また、仮に上記提案が認められずIASB及びFASBのEDの提案通り履行義務アプローチと認識中止アプローチの複合モデルを採用する場合には、履行義務アプローチと認識中止アプローチのどちらを適用するかにより会計処理の結果が著しく異なることとなるため、実務上両アプローチを明確に区分できるようなガイドラインが必要と考える。

一方で、当会の中には下記意見もあったので、併せて今後の検討材料として頂きたい。

- ・ 原資産に伴う重要なリスク又は便益が貸手に残る場合には、履行義務アプローチではなく、現行のオペレーティング・リース取引と同様の会計処理が適切。
- ・ 履行義務アプローチ及び認識中止アプローチそれぞれにメリット・デメリットがあるため、条件に応じて複数の会計処理を使い分ける複合モデルは一定の合理性がある。
- ・ 複合モデルの採用自体に異論はないが、原資産に伴うリスクと便益の移転度合いではなく、ビジネスモデルによって履行義務アプローチと認識中止アプローチを区分すべき。

### 〔論点 1-3〕リースの定義と適用範囲

#### 〈論点 1-3-2〉原資産の売買

本論点整理第35項に指摘されているとおり、借手における使用权資産の計上及び貸手の認識中止アプローチによる原資産の認識の中止の処理は売買取引における処理と類似の取扱いになる。

従い、原資産の売買に相当する契約をリース基準の適用外として区分し、リース契約毎に売買に相当する契約に該当するかの判断を行うことの意義は少ないと考えられる。

### 〈論点 1-3-3〉無形資産等のリース

無形資産についてもリース基準の適用対象に含めることが適当と考える。また、その取り扱いについては、リース基準において明確に記載すべきである。

### 〈論点 1-3-5〉サービス要素の区分

IASB の ED では、「顧客との契約から生じる収益」の基準に従って履行義務をサービス要素とリース要素に「区別」できない場合であっても、認識中止アプローチを適用するリース契約について貸手はサービス要素とリース要素への「配分」することが必要とされている。しかし、これは結局履行義務を「区別」していることに他ならず、基準間の整合性を著しく欠き不適切であり、また実務上も「区別」できないものを強いて「配分」することは非常に困難で運用可能性が低いと思われる。従い、FASB が提案するように「区別」できない場合には借手及び貸手の両者において契約全体をリースとして会計処理すべきと考える。

## 〔論点 1-4〕短期間のリース

### (質問 3)

短期間のリースに関する借手の処理については、下記の通り IASB 及び FASB の ED で提案されている簡便的な会計処理は不十分であり、貸手と同様に賃貸借処理を容認すべきと考える。

- (1) 借手にとっては、例えばわずか数日間のレンタルについても資産・負債計上（少なくとも、金額の重要性の検討を）しなければならず、本論点整理第 101 項に記載されているとおり、例えば割引計算が不要としても実務負担は大きい。企業によっては相当程度の件数の短期リースがあり、その場合の実務的な負荷は膨大である。一方で、財務諸表の利用者が将来キャッシュ・フローの予測を行う際における短期リースに関する情報の有用性は比較的低いと考えられ、コスト・ベネフィットが見合わない。
- (2) 本論点整理第 98 項の指摘にあるとおり、短期リースに賃貸借処理を認めると、短期リースの定義（リース期間 12 ヶ月以内）を充足する為の恣意的な操作が行われうるという懸念は理解する。しかしこの懸念に対しては、リース期間の算定において「当初から更新オプションが行使されることが明らかと判断される場合には更新オプションを考慮する」という基準にすること（質問 4 参照）で対応可能と考える。

## 【論点 3】追加条件のあるリースの会計処理

### 〔論点 3-1〕オプション付リース

#### 〈論点 3-1-1〉更新オプション及び解約オプション

### (質問 4)

次の理由から、IASB 及び FASB の ED による提案に反対する。当初から更新オプションが行使されることが明らかと判断される場合を除き、原則としてリース契約上の解約不能な期間をリース期間として算定すべきと考える。

- (1) IASB 及び FASB の ED の提案によれば、解約可能なリース期間や行使が確実でない更新オプションも考慮されることになるが、本来それらの条件は企業のリスク回避行為であり、その期間を追加で含めて算定すると、資産・負債の計上額が実態よりも過大に表示されることが

懸念される。

- (2) 設例 7 で示される確率計算により「発生しない可能性よりも発生する可能性の方が高くなる最長の起こり得る期間」を算定することは、理論上は合理性があるとしても、実務上は運用可能とは考えられない。敢えてこのような見積りを行おうとすれば、通常は過去の実績の平均値から推測することになるが、全く同条件のリースを行った実績が過去にあるとは限らず、例えあったとしてもその件数が少数であれば信頼性に欠ける。リース事業者のように過去の実績が豊富にある場合にも、過去の実績のリース期間の実績を保持し、それを見積りに応用するためのシステム改修等が必要であり、また、膨大なリース 1 件 1 件につきそのような見積りを行うのは実務負担が過大となる。また、それを証明するための監査コストも過大となる。一方、それらのコストに見合うベネフィットがあるとは考えられない。
- (3) 見積りによる債権及び債務の計上は、業績に応じてその金額を増減させるなどの恣意性が入る可能性が多にある。
- (4) 意図的に短いリース期間を設定したうえで更新オプションを繰り返し、資産・負債を恣意的に過小計上するケースに対する懸念は理解する。しかしこの懸念に対しては、リース期間は原則としてリース契約上の期間としたうえで、「当初から更新オプションが行使されることが明らかと判断される場合のみ例外的に更新オプションを考慮する」という基準にすれば十分と考える。意図的に更新オプションが繰り返される場合については、第 152 項に記載の要素を考慮して判断すれば「当初から更新オプションが行使されることが明らかと判断される場合」に該当することになり、十分対応可能と考える。

#### 〈論点 3-1-2〉 購入オプション

購入オプションについては、借手が行使した時にリースを解約して原資産を購入するものといえるため、リース料の現在価値の算定には含めず、行使された時点で会計処理するものとする IASB 及び FASB の提案内容が適切と考える。

#### [論点 3-2] 変動リース料

次の理由から、変動リース料につき期待値方式を使用して借手の債務及び貸手の債権を算定するという IASB 及び FASB の ED の提案に反対する。

最低支払リース料に基づき算定することを原則とし、そのうえで、企業が経営判断において期待値計算を行っている場合も考慮し、期待値結果アプローチを選択できることとすれば十分と考える。あるいは、リース契約締結時に確実に変動が予定されている場合や、リース契約と実態とが明らかに異なる状況である場合のみ、変動リース料を考慮することが適切と考える。

- (1) 変動リース料等不確定な要素がある場合、企業は、期待値の加重平均を計算するのではなく、最低支払リース料に基づきリース支払額を見積もる場合が多い。それにも関わらず、期待値計算を常に求めると、企業の意図と全く異なる金額でリース支払額が測定されることになり、かえって財務諸表の有用性を損なわせる。
- (2) もし敢えて期待値を求めようとすると、下記の通り実務負荷や信頼性の問題がある一方、それに見合うベネフィットは非常に乏しいと考えられる。
  - ・ リース毎に異なる個別情報に基づいて将来的な発生確率とシナリオを見積もることになり、相当な実務負担となる
  - ・ 社外のデータから客観的に入手可能な要素以外は、過去の実績を用いて見積もるしかなく、その場合は、更新オプション等(質問 4 参照)の取扱いと同様、過去の実績が乏しい場合は

見積りが不可能か、信頼性に欠ける結果となる。

(3) 最頻値方式を採用した場合でも期待値方式と同様に、見積りは困難であり信頼性に欠ける。

#### 【論点 3-3】 残価保証

期待値方式による見積りは実務上困難であるため、借手の取扱いについても貸手同様に、測定の信頼性要件を設けるべきである。

#### 【論点 4】 表示及び注記事項

##### 【論点 4-3】 注記事項（借手及び貸手）

注記事項に関してはコスト・ベネフィットの観点から、「まだ開始していないリースの主要な条件に関する情報」、及び、関連資産及び負債の期首残高と期末残高の調整表の開示については、財務諸表におけるリースの重要性が高い場合に限定すべきと考える。

#### 【論点 5】 その他の論点

##### 【論点 5-1】 セール・アンド・リースバック取引

IASB 及び FASB の ED が提案するセール・アンド・リースバック取引の会計処理は適当と考える。尚、一般にセール・アンド・リースバック取引は金融取引としての性格で行われるケースが多いと思われるが、売却取引及びリース取引として処理することが適切なセール・アンド・リースバック取引の要件や例示等が必要と考える。

以 上